

介護老人保健施設 あすか HOUSE 東苗穂  
施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団明日佳が開設する介護老人保健施設あすか HOUSE 東苗穂（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常の生活上の世話をを行い、利用者の居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設として、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「穏やかな日常生活」を過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の扱いは、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに沿うこととし、当施設が得た利用者の個人情報の外部への提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 施設名      | 介護老人保健施設あすか HOUSE 東苗穂 |
| (2) 開設年月日    | 平成26年8月1日             |
| (3) 所在地      | 北海道札幌市東区東苗穂6条3丁目11-55 |
| (4) 電話番号     | 011-789-0100          |
| (5) 管理者名     | 近藤 恵一                 |
| (6) 介護保険指定番号 | 0150280121            |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。ただし、必要に応じて下記の職種・員数を加配することができる。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 施設長(管理者、医師) | 1人以上  |
| (2) 看護職員        | 8人以上  |
| (3) 介護職員        | 32人以上 |
| (4) 支援相談員       | 1人以上  |
| (5) 理学療法士       | 1人以上  |
| (6) 作業療法士       | 1人以上  |
| (7) 管理栄養士       | 1人以上  |
| (8) 介護支援専門員     | 1人以上  |
| (9) 事務職員        | 1人以上  |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、介護老人保健施設あすか HOUSE 東苗穂に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 副施設長は、施設長を補佐し、施設の運営管理、従業者の指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び

要介護認定更新の申請手続きを行う。

(10) 事務職員は、一般事務、経理及び庶務に関する業務を行う。

(入居定員)

第7条 当施設の入居定員は、80人とする。

2 当施設のユニット数は8ユニットとし、1ユニットの入居定員は10人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、利用者の居宅における生活への復帰を目指し、入居者及びその家族の生活に対する意向を取り入れ、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、リハビリテーション実施計画書に基づいたリハビリテーションの実施、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理をする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表(別紙1)により支払いを受ける。

(2) 利用料として、食費・居住費、入居者が選定する特別な室料、特別な食事の費用、日常生活用品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書(別紙1)に掲載の料金により支払いを受ける。

(3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額については、利用者負担説明書(別紙1)に掲載の料金により支払いを受ける。

(4) 利用者は約款に記載されている要件を満たす身元引受人を立てる。

(5) 身元引受人は利用者が負担する一切の責務を極度額30万円の範囲内で利用者と同様して支払う責任を負う。

(6) 身元引受人は上記責任の他、約款に記載する各号の責任を負う。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職

員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 11 条 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 13 条 サービス利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の食事を摂取していただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委託していただくこととする。

(2) 面会は、9 時～19 時 30 分までとする。

(3) 共同生活室の消灯時間は、21 時とする。

(4) 外出、外泊は、あらかじめ施設長に申し出、許可を受けること。

(5) 医療機関等の受診は、あらかじめ施設長に申し出、許可を受けること。

(6) 飲酒は特別な行事以外は原則禁止とする。

(7) 敷地内での喫煙は、あらかじめ指定する場所のみとし、それ以外は禁煙とする。

(8) 発火のおそれのある物や鋭利な刃物等当施設職員が危険と判断した物品は持ち込まぬこと。

(9) 食料品や市販薬の持ち込みは事前に当施設職員に連絡し、確認を得ること。

(10) 設備・備品の利用の際は、取り扱いを丁寧にする。

(11) 金銭・貴重品の管理は各自で行い、相互に貸借をしないこと。

(12) ペットの持ち込みは禁止する。

(13) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動および賭博行為は禁止する。

(14) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、また、関係機関への通報及び連携体制の整備、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を置く。
- (2) 火元責任者を置く
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の教務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画書に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）及び、従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 施設の信用を傷つけ又は名誉を損なうような行為をしてはならない
- (2) 入居者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (3) 施設の機密事項及び不利益になるような事項を他に漏らしてはならない。
- (4) 職務の地位を利用し、金品の借用又は贈与の利益を受けてはならない。
- (5) 酒気を帯びて勤務したり、喧騒に渡ることをしてはならない。
- (6) 定められた始業時刻と同時に業務を開始できるように出勤し、許可を受けた場合のほか、終業後はすみやかに退勤しなければならない。
- (7) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (8) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団明日佳介護老人保健施設あすかHOUSE 東苗穂の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上

- 開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対象等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
  - 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営及び管理に関する重要事項については、運営会議で定めるものとする。

## 付則

この運営規程は、平成 26 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 26 年 8 月 15 日より改訂実施する。(管理者の変更)

この運営規定は、平成 26 年 9 月 10 日より改訂実施する。(就業規則の変更、理事長の変更、食費の変更、日用品費の変更)

この運営規定は、平成 27 年 8 月 1 日より改訂実施する。(防火管理者、別紙 1、別紙 1-2、別紙 1-3)

この運営規定は、平成 29 年 4 月 1 日より改訂実施する。(管理者の変更)

この運営規定は、平成 30 年 1 月 1 日より改定実施する。(面会時間の変更)

この運営規定は、平成 30 年 4 月 1 日より改定実施する。(管理者、利用料金の変更)

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改定実施する。(3割負担者の追加)

この運営規程は、平成 30 年 7 月 1 日より改定実施する。(P 1 0、P 1 3 記載追加)

この運営規程は、平成 30 年 10 月 1 日より改定実施する。

(従業者の職種・員数の変更・追記、通常送迎実施地域の変更、施設の利用にあたっての留意事項の変更、防火管理者・火元責任者の変更)

この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より改定実施する。(管理者の変更)

この運営規程は、令和元年 10 月 1 日より改定実施する。(料金変更)

この運営規程は、令和元年 11 月 1 日より改定実施する。(介護職員等特定処遇改善加算追加)

この運営規定は、令和 2 年 4 月 1 日より改定実施する。(身元引受人の追加)

この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より改定実施する。(介護報酬改定)

この運営規定は、令和 3 年 8 月 1 日より改定実施する。(負担限度額変更)

この運営規定は、令和 4 年 5 月 1 日より改定実施する。(令和 3 年介護報酬改定に伴う変更・追加)

この運営規定は、令和 4 年 10 月 1 日より改定実施する。(令和 4 年 10 月介護報酬改定)

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より改定実施する。(介護報酬改定)

この運営規定は、令和 6 年 6 月 1 日より改定実施する。(介護職員処遇改善加算の一本化)

この運営規定は、令和 6 年 7 月 1 日より改定実施する。(日用品費の削除、居住費の変更(令和 6 年 8 月 1 日より))

この運営規定は、令和 6 年 11 月 1 日より改定実施する。(コロナワクチンの接種料の追加)

## 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常 1 割、2 割、3 割の自己負担と保険給付対象外の費用（食費、居住費、利用者の選択に基づく特別な室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費等）を利用料としてお支払いいただく 2 種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入居、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なりますし、利用料も施設毎の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、ご参照ください。

## 1. 保険給付の自己負担額

## (1) 施設サービス費

（介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

以下は 1 日あたりの自己負担 1 割の料金です。）

● 要介護 1	802 円／日
● 要介護 2	848 円／日
● 要介護 3	913 円／日
● 要介護 4	968 円／日
● 要介護 5	1,018 円／日
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19 円／日
(3) 夜勤職員配置加算	25 円／日
(4) 栄養マネジメント強化加算	12 円／日
(5) 短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)	262 円／日
(6) 短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ)	203 円／日
(7) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)	244 円／日
(8) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ)	122 円／日
(9) 若年性認知症入所者受入加算	122 円／日
(10) 外泊時費用 居宅における外泊を認めた場合 (月 6 日限度)	367 円／日
(11) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)	35 円／日
(12) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅱ)	47 円／日
(13) 初期加算 (Ⅰ)	61 円／日
(14) 初期加算 (Ⅱ)	31 円／日

(15)入所前後訪問指導加算（Ⅰ）		457 円／回
(16)入所前後訪問指導加算（Ⅱ）		487 円／回
(17)退所時指導加算		406 円／回
(18)退所時情報提供加算（Ⅰ）		507 円／回
(19)退所時情報提供加算（Ⅱ）		254 円／回
(20)入退所前連携加算（Ⅰ）		609 円／回
(21)入退所前連携加算（Ⅱ）		406 円／回
(22)訪問看護指示加算		305 円／回
(23)経口移行加算		29 円／日
(24)経口維持加算（Ⅰ）		406 円／月
(25)経口維持加算（Ⅱ）		102 円／月
(26)口腔衛生管理加算（Ⅰ）		92 円／月
(27)口腔衛生管理加算（Ⅱ）		112 円／月
(28)療養食加算		6 円／食
(29)緊急時治療管理		526 円／日
(30)特定治療		医科点数
(31)所定疾患施設療養費（Ⅰ）		243 円／日
(32)所定疾患施設療養費（Ⅱ）		487 円／日
(33)認知症行動・心理症状緊急対応加算		203 円／日
(34)ターミナルケア加算	死亡日以前 31～45 日	73 円／日
	死亡日以前 4～30 日	163 円／日
	死亡日前日及び前々日	923 円／日
	死亡日	1,927 円／日
(35)試行的退所時指導加算		406 円／日
(36)在宅サービスを利用した時の費用		812 円／日
(37)かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ		142 円／回
(38)かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ		71 円／回
(39)かかりつけ医連携調剤調整加算（Ⅱ）		244 円／回
(40)かかりつけ医連携調剤調整加算（Ⅲ）		102 円／回
(41)排せつ支援加算（Ⅰ）		11 円／月
(42)排せつ支援加算（Ⅱ）		16 円／月
(43)排せつ支援加算（Ⅲ）		21 円／月
(44)褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3 円／月
(45)褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		14 円／月
(46)再入所時栄養連携加算		406 円／回
(47)科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		41 円／月
(48)科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		61 円／月

(49) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	54 円/月
(50) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	34 円/月
(51) 自立支援促進加算	305 円/月
(52) 安全対策体制加算	21 円/月
(53) 協力医療機関連携加算 (I)	102 円/日
(54) 協力医療機関連携加算 (II)	5 円/日
(55) 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	11 円/月
(56) 高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5 円/月
(57) 新興感染症等施設療養費	244 円/日
(58) 生産性向上推進体制加算 (I)	102 円/月
(59) 生産性向上推進体制加算 (II)	11 円/月
(60) 認知症チームケア推進体制加算 (I)	153 円/月
(61) 認知症チームケア推進体制加算 (II)	122 円/月
(62) 退所時栄養情報連携加算	71 円/回
(63) 介護職員処遇改善加算 (I)	施設サービス費に各種加算を加えた総単位の 7.5%

## 2. 利用料

(1) 食費及び居住費は自己負担となります。ただし、負担限度額認定を受けられる場合には、負担額が軽減されます。

● 基準費用額 (1日につき)

	食費	居住費
ユニット型個室	2,100円	2,200円

● 負担限度額 (令和6年8月1日より)

	食費	居住費
利用者負担第3段階①	650円	1,370円
利用者負担第3段階②	1,360円	1,370円
利用者負担第2段階	390円	880円
利用者負担第1段階	300円	880円

※負担限度額認定を受けられている場合には、平均的な基準費用額と認定証に記載している負担限度額との差額が補足給付として介護保険より給付されます。

### (2) 特別な室料

トイレ付個室 410円/日

### (3) その他

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ① 教養娯楽費  | 実費              |
| レクリエーションで使用する、折り紙等の材料、書籍、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。 |                 |
| ② テレビ使用料   | 210円/日          |
| ③ 洗濯機使用料   | 110円/日          |
| ④ 乾燥機使用料   | 110円/日          |
| ⑤ 私用電化製品使用料  | 70円/日           |
| ⑥ パソコン持ち込み使用料  | 210円/日          |
| ⑦ 証明書  | 1,100～11,000円/通 |
| ⑧ 情報開示用印刷代   | 30円/通           |
| ⑨ 家族寝具料 (1名様1泊)  | 2,200円/泊        |
| ⑩ 家族食事代 (1名様1食)  | 700円/食          |
| ⑪ 理美容代   | 実費              |
| 理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。   |                 |
| ⑫ インフルエンザ等予防接種   | 実費              |

インフルエンザの予防接種等を受けられた場合にお支払いいただきます。

⑬ コロナワクチン予防接種 実費

コロナワクチンの予防接種を受けられた場合にお支払いいただきます。

⑭ 私物の洗濯代 実費

私物の洗濯物を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑮ 行事費 実費

外出行事やその他行事に参加された場合にお支払いいただきます。

⑯ その他

上記以外のものでご利用者ならびにご家族負担が妥当と判断されたものについては、料金を徴収させていただくがございます。 実費

#### (4) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

ご利用料は月末で締め、翌月の10日前後に請求書を発行します。25日頃までにお支払い下さいますようお願いいたします。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(ア) 口座引き落とし

(イ) 下記指定口座への振り込み

医療法人社団明日佳

理事長 小野寺 眞悟

北海道銀行 鳥居前支店 普通預金 1025982

(ウ) 窓口での現金支払い

利用料は要介護度や収入状況により異なります（下図）

○制度対象者と利用者負担段階

利用者負担段階	対象者	
第1段階	生活保護受給者／市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者	
		かつ、預貯金等の合計が 1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下
第2段階	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650万円 (夫婦1,650万円) 以下
第3段階 ①	世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が住民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下
第3段階 ②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超
		かつ、預貯金等の合計が 550万円 (夫婦1,550万円) 以下
		かつ、預貯金等の合計が 500万円 (夫婦1,500万円) 以下
第4段階	住民税課税世帯	

※年金収入額には老齢年金などの課税年金及び、非課税年金（遺族年金、障がい年）も含む。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※その他の合計所得額に給与所得が含まれる場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下。

○住民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置

住民税課税世帯であっても以下の要件を満たした場合、第3段階②の認定を受けることができます。

【要件】

- ① 2人以上の住民税課税世帯の方
- ② 世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービス費の利用者負担、食費・居住費）の見込額を除いた金額が80万円以下
- ③ 世帯の預貯金等の額が合計450万円以下
- ④ 介護保険施設に入所し、現在補足給付を受けていない
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に資産が無い
- ⑥ 介護保険料を滞納していない

○一日あたりの負担額 ※（ ）の金額は(介護予防)短期入所サービスを利用した場合

利用者 負担段階	食費	居住費
第1段階	300円	880円
第2段階	390円 (600円)	880円
第3段階①	650円 (1,000円)	1,370円
第3段階②	1,360円 (1,300円)	1,370円
第4段階	2,100円	2,200円

※各段階については介護保険負担限度額認定証をご確認ください。

介護老人保健施設 あすかHOUSE 東苗穂

令和6年8月1日より

1ヶ月30日として

【第4段階】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設介護サービス費 (1割負担分)	25,680円	27,090円	29,070円	30,750円	32,250円
居住費	66,000円				
食費	63,000円				
合計	154,680円	156,090円	158,070円	159,750円	161,250円

【第3段階】①	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設介護サービス費 (1割負担分)	25,680円	27,090円	29,070円	30,750円	32,250円
居住費	41,100円				
食費	19,500円				
合計	86,280円	87,690円	89,670円	91,350円	92,850円

【第3段階】②	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設介護サービス費 (1割負担分)	25,680円	27,090円	29,070円	30,750円	32,250円
居住費	41,100円				
食費	40,800円				
合計	107,580円	108,990円	110,970円	112,650円	114,150円

【第2段階】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設介護サービス費 (1割負担分)	25,680円	27,090円	29,070円	30,750円	32,250円
居住費	26,400円				
食費	11,700円				
合計	63,780円	65,190円	67,170円	68,850円	70,350円

【第1段階】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設介護サービス費 (1割負担分)	25,680円	27,090円	29,070円	30,750円	32,250円
居住費	26,400円				
食費	9,000円				
合計	61,080円	62,490円	64,470円	66,150円	67,650円

※サービス提供体制強化加算Ⅱ、夜勤職員配置加算を含みます

※居住費・食費は、介護保険の給付対象外のサービスです。

(一割負担の場合)

短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)		262円/日
短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ)		203円/日
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)		244円/日
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)		122円/日
若年性認知症利用者受入加算		122円/日
外泊時費用		367円/日
在宅サービスを利用した時の費用		812円/日
在宅復帰支援機能加算		11円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		35円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		47円/日
初期加算(Ⅰ)		61円/日
初期加算(Ⅱ)		31円/日
夜勤職員配置加算		25円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		19円/日
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		457円/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		487円/回
退所時情報提供加算(Ⅰ)		507円/回
退所時情報提供加算(Ⅱ)		254円/回
訪問看護指示加算		305円/回
経口移行加算		29円/日
経口維持加算(Ⅰ)		406円/月
経口維持加算(Ⅱ)		102円/月
入退所前連携加算(Ⅰ)		609円/回

入退所前連携加算（Ⅱ）		406 円／回
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		92 円／月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		102 円／月
療養食加算		6 円／食
栄養マネジメント強化加算		12 円／日
緊急時治療管理		526 円／日
特定治療		医科点数
所定疾患施設療養費（Ⅰ）		243 円／日
所定疾患施設療養費（Ⅱ）		487 円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算		203 円／日
ターミナルケア加算	死亡日以前 31～45 日	73 円／日
	死亡日以前 4～30 日	163 円／日
	死亡日前日及び前々日	923 円／日
	死亡日	1,927 円／日
試行的退所時指導加算		406 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ		142 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ		71 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）		244 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）		102 円／回
排泄支援加算（Ⅰ）		11 円／月
排泄支援加算（Ⅱ）		16 円／月
排泄支援加算（Ⅲ）		21 円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3 円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		14 円／月
科学的介護推進加算（Ⅰ）		41 円／月
科学的介護推進加算（Ⅱ）		61 円／月
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅰ）		54 円／月
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅱ）		34 円／月
自立支援加算		305 円／月
安全対策体制加算		21 円／月
再入所時栄養連携加算		406 円／回
協力医療機関連携加算（Ⅰ）		51 円／日
協力医療機関連携加算（Ⅱ）		5 円／日
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		11 円／月

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5 円／月
新興感染症等施設療養費		244 円／日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		102 円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		11 円／月
認知症チームケア推進体制加算（Ⅰ）		153 円／月
認知症チームケア推進体制加算（Ⅱ）		122 円／月
退所時栄養情報連携加算		71 円／回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	施設サービス費に各種加算を加えた総単位数の 7.5% を乗じた額	